

英国と米国の金融規制改革

河村賢治（関東学院大学）

世界金融危機を経て、英米では金融規制（監督を含む）の改革が進められている。金融危機の震源地あるいは危機を拡大させたといえる両国で、どのような反省が行われ、どのような改革が行われようとしているのかを知ることは、日本の金融規制のあり方を考える上で参考になる。

本報告では、①金融規制のストラクチャー、②金融規制の内容、③コーポレートガバナンスの三つの観点から、英米政府や議会のこれまでの取組みを検討する。

①について、英は基本的に金融規制機関を一元化しているのに対して、米には複数の金融規制機関が存在する。今回の金融危機を踏まえて、米政府は規制の競争がうまくいかなかったことなどを理由に、金融規制体制の改革に乗り出している。英政府（執筆時点では労働党政権）は現在の体制を基本的に維持しようとしているが、英保守党は FSA 解体を打ち出している。ただし、両国とも、財務省・中央銀行・金融規制機関等から構成される評議会を設置し、システミックリスクに対処するための仕組みづくりを進めているという点は共通する。

②については、金融機関の健全性、証券化、格付会社、OTC デリバティブ、ヘッジファンド等に関する規制が対象となる。例えば、健全性規制に関しては、英米ともに、金融システムに重大な影響を与える金融機関の規制を強化するという方向性は一致している。リビングウィルや葬儀プランといったアイデアも共通する。しかし、米政府がいわゆるボルカールールを通じて銀行の業務範囲に直接的に制限を設けようとしているのに対して、英はこうした動きには慎重であるように見える。その他の規制についても比較検討を行うが、いずれの規制であっても共通するのは、リスクの評価や管理を適切な形で行えるようにすることで、金融市場や金融システムの十全かつ秩序ある機能発揮を目指しているという点である。

③について、両国とも報酬の議論が盛んである。金額の大きさもさることながら、より重要なのは、報酬制度が不適切なリスクテイクをするインセンティブをもたらすものになっていないかどうかである。報酬以外にも、とりわけ英では、金融機関等のコーポレートガバナンスに関する議論が進んでいる。英米を比較すると、取締役会の議長に関する考え方などに相違がある。